

1. はじめに

平成 24 年度から、中学校における新学習指導要領が全面実施となった。中学校社会科においては、公共的な事柄に主体的に参画していく資質や能力を育成していくことが一層求められている。改訂の基本方針となった平成 20 年 1 月の中央教育審議会答申の改善の具体的事項では、「公民的分野については、現代社会の理解を一層深めさせるとともに、よりよい社会の形成に参画する資質や能力を育成するため、(中略) ルールや通貨の役割などを通して、政治、経済についての見方や考え方の基礎を一層養う学習」を重視することが示されている。今年度、第 3 学年の公民的分野を指導するにあたり、前述の内容の具現に向けて授業開発や改善に取り組みたいと考えた。特に中学 3 年生は、義務教育 9 力年を修了する時期にあたり、社会に対して主体的に参画する資質や能力を育成することの必要性は、わたし自身も日々強く感じていることでもある。

そこで、社会の形成に参画する資質や能力を育成するためには、法教育の推進が不可欠であると考えます。現代社会は情報化、国際化などによって急激な社会変化が進み、価値観の多様性が見られるようになった。これまでの道徳的価値観による社会秩序の安定は、極めて難しい社会になりつつあると実感している。それゆえ法の持つ意義や役割は、これまで以上に社会の形成において重要視されるべきものではないだろうか。今日、憲法という最高法規の下に政治的権力は行使され、国民生活が保障される。そして憲法に基づいて法律や規則が整備され、それに則って経済活動が営まれている。この社会の基盤を為す法をいかに学ばせるかが、社会科学習(公民的分野)を進める上での鍵になると考えている。

2. 授業実践 【第 3 学年 単元名：国の政治のしくみ 東京書籍】

具体的な実践として、「国の政治のしくみ」という単元での事例を述べる。なお教科書は、東京書籍株式会社『新しい公民』を使用している。

(1) 単元の構成

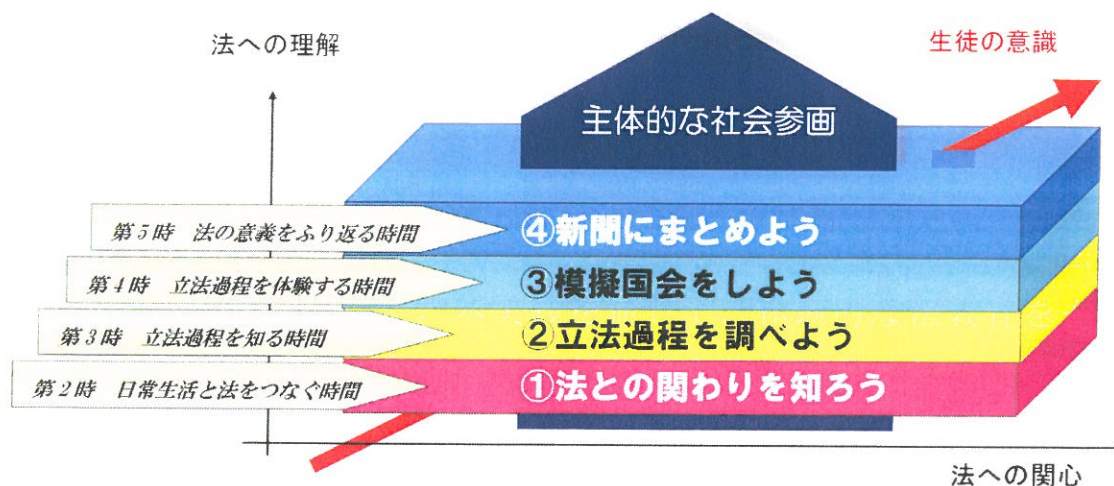
本単元は、国民が主権者としての自覚を持ち、政治や司法に積極的に参画していくことの大切さを実感できることが主目標である。その中でも立法機関である「国会の働き」を通して、法律が成立する過程を体験的に学ばせることで、主体的に社会に参画する資質や能力を育成したいと考えた。そこで東京書籍株式会社の指導計画をもとに、第2時を4時間扱いとした全11時間の指導計画（図表1）を設定した。

第2時を4時間扱いとしたのは、次のような目的からである。まず、第2時において、生徒の日常と法が密接に関わっていることに気付かせる。第3時では、その法がどのように成立するのかという過程を知る。第4時では、生徒自ら模擬体験をすることで、主体的な社会参画の態度の基礎を養う。最後に、模擬体験したことをまとめることで、法の意義を考えさせる。以上の段階を経ることで、本単元の目標に迫りたいと考えた。図表2は、単元第2～5時の学習を図化したものである。

図表1 単元指導計画

時	学習内容
1	国会の地位としくみ
2	国会の働き①
3	国会の働き②
4	国会の働き③
5	国会の働き④
6	行政のしくみと内閣
7	行政改革
8	裁判所のしくみと働き
9	裁判の種類と人権
10	裁判員制度
11	三権の抑制と均衡

図表2 単元第2～5時の学習の構造図



(2) 第2時 国会の働き①

民主的な社会における法は、国民生活の安定と福祉の向上のためにあるものであり、本来は我々の日常と密接なつながりを持つ。しかし、学校や家庭などの限られた社会とのつながりしか持たない生徒にとっては、少なからず法に対する意識の距離感があると思われた。そこで、生徒にとって身近な学校給食を取り上げ、法とのつながりがあることに気付かせることとした。学校給食は、学校給食法によって規定される。給食の定義には完全給食、捕食給食、ミルク給食の3種類があり、すべての給食には必ずミルクが含まれる(学校給食法施行規則第1条)。生徒は毎日牛乳が給されることは、食育の学習から栄養価が高いからであることは気付いている。しかし、それが法によって規定されていることは知らない。そこで「学校給食には、なぜ毎日牛乳が提供されているのだろうか。」という学習課題を設定し、生徒に考えさせることとした。なお本時は、学校栄養士にも参加してもらい、専門的な見地から話をしてもらった。前述のように、生徒は「栄養価が高いから」と予想を立てる。その後、学校栄養士から牛乳の栄養価について話をしてもらった。初めて知る事実、生徒からは「そうなんだ」「初めて知った」というつぶやきが聞かれた。そして、さらに「なぜ法律で規定されているのか」と発問を投げ掛けることで、法律の意義も考えさせていった。ある生徒は、本時の終わりに「成長期である私たちの健康を維持するために、栄養をバランスよく採るために法で定められている。」と学習のまとめを書くことができていた。図表3は、第2時の授業の様子である。

図表3 第2時の授業の様子



(3) 第3時 国会の働き②

第3時では、第2時で学習した学校給食法などの法がどのような過程を経て制定されるのかを理解する。授業のはじめに、法律は国会で成立することを日本国憲法第41条で確認し、学校給食法が成立した1954年当時の新聞記事を見せて導入を図った。その後、教科書の資料を活用して国会内での動きを一人一人調べ、説明できるようにしていった。図表4は、生徒が資料を活用し、立法過程を説明している様子である。

図表4 立法過程の説明



(4) 第4時 国会の働き③

第4時では、第3時で学習した立法過程を実際に体験するため模擬議会を開会し、国会での立法過程と同様に審議・採決することとした。1単位時間の流れは、図表5の通りである。はじめに、法案の作成を行う。このときに、学級力が高まり自分たちの生活がより良くなるために必要な法案をグループで考えさせた。生徒自らが所属する集団をより良いものしていくという考えに立つことは、主体的な社会参画の基礎を養うことにつながると考える。例えば、生徒たちは「人権保護法」(図表6)や「あいさつニコニコ法」などの法案を考えた。「人権保護法」は、悪口を言わないことや人の嫌がることをしないという内容である。それは、皆の“安心した生活”の実現を目指したものである。

図表5 模擬議会の流れ

模擬議会の流れ

1. 法案を作成する (8分)
 - ・学級力を高める学級内法案を、各グループ1案作成する。
2. 委員会を開く (12分)
 - ① 報告説明 → 提案者
 - ② 質疑・答弁 → 提案者、委員
 - ③ 公断書
 - ④ 修正案提出 → 採決による
 - ⑤ 採決 → 議員 → 採決した法案
3. 議会を開く (30分)
 - ① 委員長報告 → 委員長委副長
 - ② 討論 → 議員(賛成・反対が立場から)
 - ③ 採決 → 議員 → 採決した法案

図表6 作成した法案

法案: (人権保護法)

内容: 悪口を言わない。(NGワード)
人の嫌がる事をしてない。

理由: 安心力を高めるため人権保護法を定めて仲間を尊重しよう

次に、委員会での審議・採決である。学級内には、学習係や美化係といったグループごとの役割がある。提出された法案の内

容によって担当するグループを決め、委員会を開会した。今回、審議した法案は「家庭学習改善法」である。これは、中学卒業後の進路に向けて、家庭での学習を充実させていきたいという願いが込められている。そのために、

図表7 委員会の様子



毎日の自主勉強ノートを見せ合うことを実施しようとするものである。学習係が本委員会を担当した。委員会では、「個人のノートを見せることは、プライバシーの侵害にあたるのではないか」といった意見も出されたが、採決の結果、賛成多数で可決となった。(図表7)

委員会で可決された法案は、本会議での審議に移る。ここでは、学級の全員が議員として、法案に対して賛成、反対を明確にして意見を述べ合った。図表8は、起立による採決の様子である。結果は賛成23、反対5で可決された。

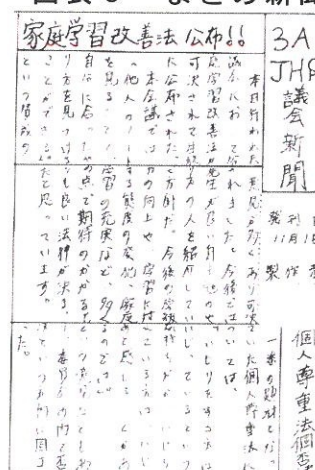
図表8 本会議の採決の様子



(5) 第5時 国会の働き④

第5時は、第4時で実施した模擬議会での内容を一人一人新聞形式でまとめた。体験を表現することは、体験を再認識することにもつながると考える。図表9は、生徒がまとめた新聞である。

図表9 まとめ新聞

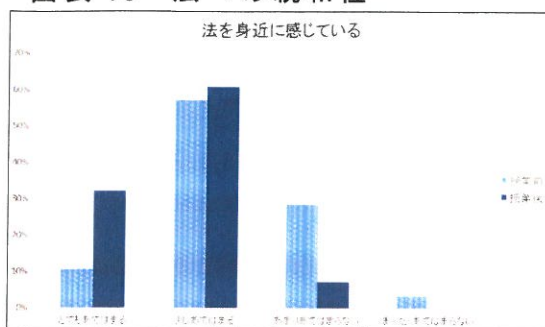


3. おわりに

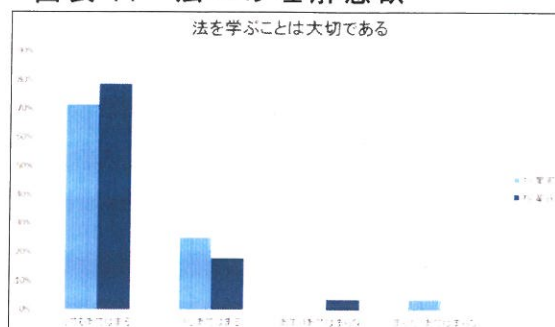
本授業実践の前後で、生徒の意識の変化を調べるためアンケート調査を実施した。内容は、法への親和性、法への理解意欲、法の遵守性、法への主体的関わりの4項目を問うものである。その結果が、

図表 10～13 になる。

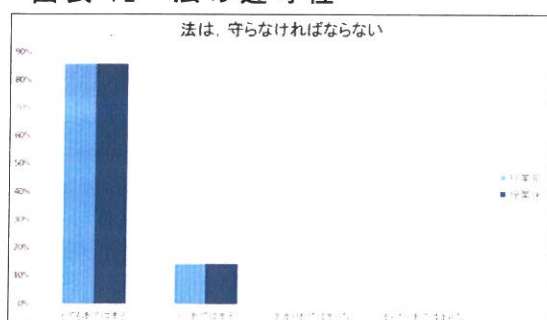
図表 10 法への親和性



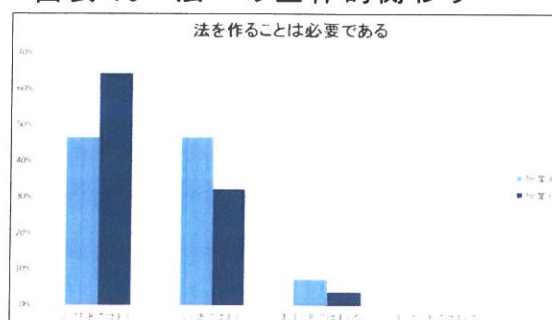
図表 11 法への理解意欲



図表 12 法の遵守性



図表 13 法への主体的関わり



法の遵守性（図表 12）については、授業前後において変化は見られなかったが、他の 3 項目については、意識が大きく高まっている。生徒たちは、法に対して守らないといけないという義務感ばかりが先行しており、“支配”“罰則”“難しい”というイメージを抱いていた。しかし、実感を伴った法教育の授業実践をすることで、法に対する敬意ともいえるべき意識が芽生えたと思われる。ある生徒は、「模擬国会を通して、教科書を見ている以上に慎重に決められていると思った。（中略）立法過程の中には、自分では考えられないほどの体力、時間、才能の上に成り立っていると考えるようになった。」と述べている。法教育は、法の遵守のみを一方向的に教え込むことではない。むしろ法は、国民の安心・安全を保障するものであるという意義に気付かせることが法教育の主目的であり、それは必然的に法の遵守へとつながっていく。本実践を通して、体験的な法教育を充実させていくことは、社会の形成に対して主体的に参画しようとする生徒を育てていくことにつながると強く感じている。

資料編

■ 中学校 3 年 社会科 (公民分野)

学習指導案

■ 法に関するアンケート用紙

■ 模擬議会の流れ

■ 法案の書き方例・用紙

■ 委員会・本会議 進行マニュアル

■ 傍聴用記録用紙

■ 国会の役割

■ はがき新聞

■ 生徒の感想

中学校（公民）社会科学習指導案

日時 平成 25 年 11 月 01 日
場所 大垣市立上石津中学校
授業者 藤井 健太郎

1. 単元名 「国の政治のしくみ」（全 11 時間） 東京書籍

2. 単元の目標

- 国民が願いを実現し、秩序ある豊かなよりよい社会にしていくためには、政治家や裁判官などに権力の扱いを任せるのではなく、国民が主権者としての自覚を持ち、政治や司法に積極的に参加していくことが必要だと考えることができる。
- 国会・内閣・裁判所、それぞれの役割や仕組み、働きを理解し、三権相互や三権と国民がどのようにに関わりあっているか理解することができる。

3. 評価規準

社会的事象への関心・意欲・態度	社会的な思考・判断・表現	資料活用の技能	社会的事象についての知識・理解
国の政治に対する関心を高め、それを意欲的に追求し、民主的な政治について考えようとしている。	議会制民主主義の意義と国民の政治参加の関連について、国の政治に関わる様々な事象から課題を見だし、対立と合意、効率と公正の視点から多面的・多角的に考察し、その過程や結果を適切に表現している。	国の政治に関する様々な資料を収集し、有用な情報を適切に選択して、読み取ったり図表などにまとめたりしている。	国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらまし、内閣の働きと国会との関係、法に基づく公正な裁判の保障について理解し、その知識を身に付けている。

4. 指導観

(1) 単元観

本単元は、中学校学習指導要領「社会」公民的分野、内容（3）「私たちと政治」のイ「民主政治と政治参加」に基づいたものである。

イ 民主政治と政治参加

国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。（一部抜粋）

本単元の中でも、特に上記に抜粋した「国会の意義と役割」を中心に学習することを通して、我が国で国民の代表者が話し合い、意志決定する議会制民主主義が実現されていることや、唯一の立法機関である「国会での法案成立の過程」を学習することを通して法が国民の人権や生活を保障し、社会の安定をもたらしているものであることを理解させていきたい。そして、それは民主主義を担う公民としての必要な基礎的教養を培うことにもつながっていくものと考えている。

(2) 学習者観

学習面において個々の得意、不得意で差はあるものの、どの教科においても真面目に黙々と学習課題に取り組む姿が見られる。社会科の授業では、一問一答形式の発問に対しては挙手をして発表する生徒が多いがその一方で、資料から分かることや自分の考えを述べることに對して、自信をもって発言できる生徒が少ないと感じる。他者の考えに対する反応や、他の意見と関わらせて発言することに消極的であり、自己表現力に弱さがみられる。

(3) 教材観

国会の意義と役割を理解させるために、生徒自身が所属する学級をより良いものにするための模擬議会を体験活動として取り入れていきたい。特に、法案が成立する過程を体験することで、多くの代表者が様々な立場から慎重に審議していることを理解するとともに、法によって政治権力が行使され、国民の人権が保障されるという立憲主義の基礎を培うことができるものと考えている。

5. 単元指導計画

時	ねらい	学習活動	評価規準（方法）	指導・援助
1 国会の地位としくみ	国会は国民が選挙で選んだ代表者で構成され、国権の最高機関、唯一の立法機関であるため、わたしたちは主権者として、国会の動向を注視しなければならないことがわかる。	<ol style="list-style-type: none"> 国会の写真から気付いたことを交流する。 ・選挙で選ばれた代表者が国会に参加している。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">国会は、どのようなしくみで成り立ち、どのような役割を担っているだろうか。</div> <ol style="list-style-type: none"> 国会のしくみについて、追求する。 ・予算を決めている。 ・衆議院と参議院の二院制から成り、任期や人数が違う。 国会の担う役割について知る。 ・国会は、国権の最高機関であり、唯一の立法機関である。 本時の学習をふり返る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">国会は、選挙により選ばれて国会議員により構成されており、二院制を採用している。二院制を採用しているのは、慎重に審議を行い、国民の意見をより反映させていくためだ。だから国民は、国会の動向に注目しなければいけない。</div>	国会では法律の制定や予算の審議・議決、内閣総理大臣の指名等、国の政策を決めていることがわかる。 【知識・理解】 (確認テスト)	◇資料 教科書 P.74, 75 ①～⑥ ○二院制を採用する理由を考えさせ、主権者である国民の意見を尊重しようとしていることに気付かせる。
2 国会の働き（活用Ⅰ）				
3 国会の働き（活用Ⅱ）				
4 国会の働き（活用Ⅲ）				
5 国会の働き（活用Ⅳ）				
6 行政のしくみと内閣	立法と行政は、議院内閣制により、内閣は国会の信任に基づいて成立し、国会に対して連帯を負うことがわかる。	<ol style="list-style-type: none"> 前時の復習をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">国会と内閣は、どのような関係で結びついているだろうか。</div> 資料から、個人追求をする。 ・衆議院が内閣に対して、信任・不信任の決議をするのに対して、内閣は衆議院の解散の決定をしている。 ・内閣総理大臣は、国務大臣を任命したり罷免したりすることができる。 ・総理大臣を国会議員の中から指名し、国務大臣の過半数は国会議員である。これに対して、内閣は国会に対して連帯責任を負う。(議院内閣制) 確認する。(内閣の組織と行政機関について) 本時の学習をふり返る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">議院内閣制は、国民からの選挙で選ばれた代表者で構成する国会の信任に基づいて内閣が成立し、国会に対して連帯責任を負う仕組みのことを言う。このように、一方が大きな権力を保持しないように、互いに関係し合い、均衡を図っていることが分かった。</div>	議院内閣制により、内閣は国会の信任に基づいて成立し、国会に対して連帯責任を負うことを資料をもとに読み取っている。 【資料活用の技能】 (発言・ノート)	◇資料 教科書 P.76, 77 ①～④ ○議院内閣制の意味をつかませる。
7 行政改革	社会の変化とともに行政権の役割が拡大していることや、行政改革が進められていることについて理解することができる。	<ol style="list-style-type: none"> 政府立法と議員立法のグラフから、課題を設定する。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">社会の変化とともに、行政の役割はどのように変化してきたのだろうか。</div> 資料から、個人追求をする。 ・19世紀頃は、小さな政府という考えだったのに対して、現代では、大きな政府という考えが主流になっている。 ・行政の役割が大きすぎると、さまざまな弊害が起きるようになった。→規制緩和 全体交流をする。 本時の学習をふり返る。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">「大きな政府」になりすぎると、企業への弊害などが大きくなり、仕事が非効率になることがある。それを防ぐために、行政改革が行われるようになった。規制緩和で自由の幅を持たせ、企業を助ける意味もあることが分かった。</div>	現在の行政の課題や行政改革について理解できている。 【知識・理解】 (発言・ノート)	◇資料 教科書 P.80, 81 ①～⑥ ○公務員の数が減少することによって、どのような利点があるか考えさせる。

<p>8 裁判所のしくみと働き</p>	<p>わたしたちの人権を守り、社会の秩序を保つために、法に基づく公正な裁判が行われ、最終的には裁判によって確保されるため、裁判所が国民の権利を守る最後の砦であることがわかる。</p>	<p>1. 前時のふり返しをする。</p> <p>裁判所には、どのような役割があるのだろうか。</p> <p>2. 資料から裁判所の役割について追求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判には、刑事裁判と民事裁判の2種類がある。 ・裁判所には、簡易、家庭、地方、高等、最高の5つがある。 ・1回目から2回目の裁判に行くことを控訴、2回目から3回目に行くことを上告という。 <p>3. 三審制がとられているか考え、交流する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慎重に審議を行うことで、間違いをなくす。それが、人権を守ることにつながる。 <p>4. 司法権の独立について知る。</p> <p>5. 本時の学習をふり返る。</p>	<p>法の役割や裁判所の働き、参審制の仕組みについて、資料から読み取ることができる。</p> <p>【資料活用の技能】 (挙手・ノート)</p>	<p>◇資料 教科書 P.82, 83 ①~④</p> <p>○再審請求は、控訴や上告とは異なることを、具体的にとらえさせる。</p>
<p>9 裁判の種類と人権</p>	<p>裁判の種類と手続き、裁判における法曹三者の役割について理解することができる。</p>	<p>1. 足利事件をもとに、本時の課題を設定する。</p> <p>現代の日本の裁判は、どんな問題を抱えているだろうか。</p> <p>2. 資料をもとに、裁判の種類や仕組み、手続きの流れをつかむ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判には刑事裁判と民事裁判がある。 ・刑事裁判においては、検察官が起訴・不起訴を決める。 ・弁護士は、被告人の利益を擁護する役割がある。 <p>3. 冤罪の問題が起こるのはなぜか、考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自白の強要などがされる場合もあった。 <p>4. 本時の学習をふり返る。</p>	<p>刑事裁判と民事裁判の違い、法曹三者の役割について理解している。</p> <p>【知識・理解】 (発言・ノート)</p>	<p>◇資料 教科書 P.84, 85 ①~④</p> <p>○足利事件での取り調べの問題を取り上げる。</p>
<p>10 裁判員制度</p>	<p>裁判員制度について、様々な資料活用し、国民が裁判に参加する意味を考えることを通して、積極的に司法に関わろうとしていくことが、国民の権利を守り、社会の秩序の維持につながることを考察している。</p>	<p>1. 課題をつかむ。</p> <p>国民が裁判に参加する道が開かれたのは、なぜだろうか。</p> <p>2. 資料をもとに、個人追求をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民が参加することで、裁判が身近なものになる。 ・国民の感覚が量刑に反映されることで、法に携わる者との乖離を少なくする。(社会秩序の安定を図る。) <p>3. 裁判員経験者の言葉から、考えを深める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権を守り、犯罪の抑止につながることで、社会を自らの手で良くしていきたいという気持ちがある。 <p>4. 本時の学習をふり返る。</p>	<p>裁判員制度が導入された背景について考え、資料に基づいて適切に表現している。</p> <p>【思考・判断・表現】 (発言・ノート)</p>	<p>◇資料 教科書 P. 86, 87 ①~③</p> <p>○裁判員経験者の言葉を提示し、考えを深められるようにする。</p>
<p>11 三権の抑制と均衡</p>	<p>三権が互いに抑制し合い、均衡を保つ三権分立の制度によって権力の行き過ぎを防ぎ、バランスのとれた政治が行われることがわかる。</p>	<p>1. 課題をつかむ。</p> <p>国会・内閣・裁判所は、どのような関係にあるだろうか。</p> <p>2. 資料をもとに、個人追求する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・裁判所は、弾劾裁判、裁判官の採用、罷免などで国会、内閣の統制を受けるが、違憲立法審査や行政事件の裁判によって統制している。 <p>3. 新聞記事と三権の関わりとの関連性を確かめる。</p> <p>4. 本時の学習をふり返る。</p>	<p>立法、行政、司法の三権の関わりについて均衡と抑制を保っていることを理解している。</p>	<p>◇資料 教科書 P. 90, 91 ①~④</p> <p>○図の矢印の向きと、示されている内容を確認する。</p>
<p>国会、内閣、裁判所の三権は、それぞれの機関が行き過ぎることがないように、互いに抑制し合う関係になっている。これによって均衡が図られているのだ。</p>				

6. 本時の展開【活用I】(2/7)

(1) 本時のねらい

学校給食に牛乳が毎日必ず提供されている理由を考えることを通して、牛乳は栄養価が高く児童生徒の成長にとって欠かせない食品であることが分かり、そして確実に実施するために国が法律によって整備していることを理解することができる。

	学習活動	指導・援助
つかむ	<p>1. 課題をつかむ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一週間分の学校給食の写真から、牛乳が必ず提供されていることに気付く。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>なぜ学校給食には、必ず牛乳が提供されているのだろうか。</p> </div> <p>2. 予想する</p> <ul style="list-style-type: none"> 体の発育に必要な栄養が多く含まれているから。 	<p>○一週間分の学校給食の写真を1枚ずつ見せ、学習への興味を持たせる。</p> <p>◆資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食の配膳写真 (一週間分)
ふかめる	<p>3. 個人追求する</p> <p>資料1から</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳を飲むことによってエネルギー、たんぱく質、脂質、無機質、ビタミンAが多く摂取することができる。 <p>資料2から</p> <ul style="list-style-type: none"> 牛乳は、他の食品(小魚、野菜)よりもカルシウムの吸収率が高い。 <p>4. 理解を深めるI (栄養士の話聞く)</p> <p>A: 牛乳には体の発育に必要な栄養素が多く含まれるとともに、体内への吸収率も高いことを理解する。</p> <p>B: しかし、Aの理由のみで必ず毎日牛乳を提供しているわけではない。(法制化)</p> <p>➡ 学校給食法・学校給食法施行規則によって、規定。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>○完全給食とは、給食内容がパン又は米飯(これらに準ずる小麦粉食品、米加工食品その他の食品を含む。)、<u>ミルク</u>及びおかずである給食をいう。</p> <p>○補食給食とは、完全給食以外の給食で、給食内容が<u>ミルク</u>及びおかず等である給食をいう。</p> <p>○ミルク給食とは、給食内容が<u>ミルク</u>のみである給食をいう。</p> <p style="text-align: right;">学校給食法施行規則 第一条より</p> </div> <p>5. 理解を深めるII</p> <p>【発問】なぜ法律によって規定されているのだろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民(児童生徒の成長)にとって大切なことだから、確実に実施するために法制化する必要がある。 	<p>◆資料</p> <ul style="list-style-type: none"> らく農教室 P.22 23 ①牛乳パワー ②カルシウムの吸収率 <p>○栄養士の話聞き、個人追求した内容の確かめをする。</p> <p>○Aの目的を達するために、法律によって定められていることに気付かせる。</p> <p>◆資料</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食法 原文 学校給食施行規則 原文 <p>○原文を読み、どの部分に明記されているか読み取らせる。</p> <p>※国民にとって大切なことは、法律によって規定され、遂行されていることに気付かせる。</p>
まとめ	<p>6. 本時のまとめをする</p> <ul style="list-style-type: none"> 本時学習したことを、ノートにまとめる。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>学校給食に毎日必ず牛乳が提供されるのは、学校給食が児童生徒の心身の健全な発達にとって必要な食品だからである。そして、それを確実に実施するために法律によって規定されていることがわかった。</p> </div>	<p>★評価規準</p> <p>【思考・判断・表現】</p> <p>牛乳の栄養価と法律によって規定されていることをつなげて考えることができる。(ノート・発言)</p>

7. 本時の展開【活用Ⅱ】(3/7)

(1) 本時のねらい

法律が制定されるまでの過程を調べることを通して国会内での手続き上の過程を理解するとともに、慎重に審議されて成立し、公布に至ることが分かる。

	学習活動	指導・援助
つかむ	<p>1. 学習への意識を持つ 「学校給食法のほかに、どのような法律があるか」 ・民法, 刑法など</p> <p>「法律は、どこで作られるのか」 ・国会</p> <p>【理由】国の政治の基礎となる法が憲法であり、憲法は国会によって改正することができるから、法律も同じように国会で作られるのではないか。</p> <p>2. 学習課題をつかむ</p> <p>法律は、どのような過程を経て制定されるのか調べ、説明できるようにしよう。</p>	<p>○前時に学習した学校給食法をはじめ、民法, 刑法などの法律があることを確認する。</p> <p>◆資料 ・教科書 P.37 ⑤ 憲法改正の手続き ・日本国憲法第 41 条 ・新聞記事 1953 年 8 月 1 日朝日新聞 1954 年 5 月 27 日朝日新聞 1954 年 7 月 20 日朝日新聞</p> <p>○法律は、国会で制定されることをおさえる。</p>
ふかめる	<p>3. 個人追求をする ・教科書や資料集から調べ、ノートに書き出す。</p> <p>○はじめに、内閣（または議員）が法案を議院（先議）に提出する。 ○つぎに、議院内の委員会で審議が始まり、委員会で可決されると本会議で採決が行われる。委員会での審議のときに、専門家の意見を聞く公聴会が開かれることもある。 ○そして、先議の本会議にて可決されると後議の議院にて、先議の議院と同じように委員会、本会議での採決を経て、法案は成立する。ただし、両議院の議決が一致しない場合は、両院協議会が開催されたり、衆議院で再議決されることもある。 ○最後に、成立した法案は内閣へ戻され、天皇によって公布される。</p> <p>4. 全体で交流する【交流Ⅰ】 ・調べたことを発表する。 ※委員会は、予算・条約・法律案などの議案や請願などを、本会議にかける前の予備的な審査機関として、専門的かつ詳細に審査する。</p> <p>5. グループで交流する【交流Ⅱ】 ・学級全体で確認したことをもとに、グループ内で発表し合う。（全員が発表）</p>	<p>◆資料 ・教科書 P.76,77 ① 法律のできるまで</p> <p>○「はじめに」「つぎに」「そして」「最後に」という接続詞のキーワードを提示し、順序立ててまとめることを意識させる。＝文型</p> <p>◆資料 ・本会議採決の様子の写真 ・委員会の様子写真</p> <p>○両院本会議や委員会など、多くの場で審議されているのは、憲法に基づいた法律であるか慎重に話し合われていることにも気づかせる。</p> <p>○イラスト（教科書 P.76,77 ①）を指し示しながら、話すようにさせる。</p>
まとめ	<p>6. 本時のまとめをする</p> <p>・法律の制定過程を理解できたか、確認問題をする。</p> <p>・実際の議院内での様子について、VTRを視聴する。 「わたしたちの国会」参議院ホームページより http://www.sangiin.go.jp/japanese/aramashi/movie/index.html</p>	<p>◆資料 ・確認問題プリント</p> <p>★評価規準</p> <p>【知識・理解】 法律が制定されるまでの過程を理解することができる。（確認問題）</p>

8. 本時の展開【活用Ⅲ】(4, 5/7)

(1) 本時のねらい

学級内法案を作成し、模擬議会を実施することを通して法案成立までの過程への理解を深めるとともに、立憲主義に基づいた社会への基礎的態度を養う。また審議内容の結果を伝える活動を通して、表現する力も身に付けることができる。

	学習活動	指導・援助
つかむ	<p>1. 前時の復習をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会内における法案の成立過程を想起する。 <p>2. 学習課題をつかむ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>学級内法案を作成し、模擬議会を開会してみよう。そして、審議結果を新聞にまとめよう。</p> </div>	<p>◆資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教科書 P.76,77 ① 法律のできるまで
ふかめる	<p>3. 学習活動に取り組む</p> <p>(1) 法案を作成する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グループごとに、学級力を高めるために必要だと考える法案を作成する。 <p>(2) 模擬議会をする</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>委員会の流れ 司会：委員長（1人）</p> <p>①趣旨説明 …提案者</p> <p>②質疑・答弁 …提案者，委員</p> <p>③公聴会 } ③と④については，状況による。</p> <p>④修正案提出 }</p> <p>⑤採決 …委員 ※挙手による多数決</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0; text-align: center;"> <p>本会議の流れ 司会：議長（1人）</p> <p>①委員長報告 …委員会委員長</p> <p>②討論 …議員（賛成・反対の立場から）</p> <p>③採決 …議員 ※起立による多数決</p> </div> <p style="text-align: center;">法案成立（不成立）</p> <p>(3) 審議結果を確認する</p>	<p>○学級力向上プロジェクトと関わらせる。</p> <p>※6領域（達成力，自律力，対話力，協調力，安心力，規律力）中のどの領域に関する法案かを明確にする。</p> <p>○法案の書き方（文型）を示す。</p> <p>◆法案プリント （提案名と内容，理由を書く）</p> <p>※法案は，時間の都合上，学級1本に絞る。</p> <p>○模擬議会における委員会は，学級組織内のグループ（係）に相当させて行う。他のグループは，委員会の様子を記録しながら傍聴する。</p> <p>◆傍聴用記録用紙</p> <p>○模擬議会の本会議には，学級全員が議員として討論に参加をする。</p> <p>※国会では，もう一議院にて審議されることを確認する。</p>
まとめ	<p>4. 本時のまとめをする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議した結果をはがき新聞にまとめる。 <p>5. その他（立法機関以外）の国会の役割について知る。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① 法律の制定（立法）</p> <p>② 予算の審議・議決</p> <p>③ 内閣総理大臣の指名</p> <p>④ 内閣が結んだ条約の承認</p> <p>⑤ 憲法改正の発議</p> <p>⑥ 国政調査権</p> <p>⑦ 弾劾裁判</p> </div>	<p>★評価規準（ルーブリック）</p> <p style="text-align: center;">【思考・判断・表現】</p> <p>A, B, Dの各項目をそれぞれ3点満点（計9点）とする。※ルーブリック表参照</p> <p>S：9点 A：8～7点</p> <p>B：6～5点 C：4～3点</p> <p>D：2～1点</p>

(2) はがき新聞 評価指標 (ルーブリック)

	A 論理構成	B 習得した知識の活用	C 発展資料の活用	D 文体
3	新聞の書き方の「型」を活用するとともに、系統的で見やすい新聞になっている。	法案成立過程に必要な知識や用語を活用している。	発展資料を活用し、より具体的に理由づけ、説得力が持たせられている。	漢字や用語の使い方、意味に誤りがなく、適切である。
2	新聞の書き方の「型」を使って、まとめている。	法案成立過程に必要な知識や用語を一部分に活用している。	発展資料の事実のみを取り入れている。	文末の語尾表現がそろっている。
1	新聞の書き方の「型」に沿って、まとめられていない。	法案成立過程に必要な知識や用語を一部分に活用している。	発展資料を活用していない。	書き言葉ではなく、話し言葉で書いている。

評価の仕方

A～Dの各項目をそれぞれ3点満点、計9点とする。

S : 9点 A : 8～7点 B : 6～5点 C : 4～3点 D : 2～1点

※本時は、Cについての評価は行わない。

法に関するアンケート

3年 組 名前 ()

このアンケートは、現在の皆さんの意識を調べるものです。それぞれの項目の4～1の数字のあてはまるところに、一つずつ○をつけましょう。

4：とてもあてはまる 3：少しあてはまる 2：あまりあてはまらない 1：まったくあてはまらない

1. 法（法律）というものを、身近に感じています。 4－3－2－1

2. 法（法律）を学ぶことは、大切だと思います。 4－3－2－1

3. 法（法律）は、守らなければならないと思います。 4－3－2－1

4. 法（法律）を作ることは、必要だと思います。 4－3－2－1

5. 法という言葉聞いてイメージすることは何ですか。下の口内に、記述してください。

ご協力、ありがとうございました。

模擬議会の流れ

1. 法案を作成する（8分）

- ・学級力を高める学級内法案を，各グループ1案作成する。

2. 委員会を開く（12分）

- ①趣旨説明 …提案者
- ②質疑・答弁 …提案者，委員
- ③公聴会
- ④修正案提出 ※状況による
- ⑤採決 …委員 ※挙手による多数決

3. 議会を開く（30分）

- ①委員長報告 …委員会委員長
- ②討論 …議員（賛成・反対の立場から）
- ③採決 …議員 ※起立による多数決

書き方の例

法案：（ ○○○○法 ）

内容：※罰則規定は設けない。

理由：※学級力の力を明示する。

～。これが、この法案を提出する理由である。

法案：(

法)

内容：

理由：

委員会 進行マニュアル

※開会時間は、12分間とする。

■委員長

ただいまから、() 委員会を開会いたします。本日は、
() 法案を議題とします。
提案者の() さん、よろしくお願いします。

■提案者

() 法案について、趣旨を説明します。

以上で終わります。

■委員長

これより質疑を行います。挙手をお願いします。

■委員

■委員

■委員

■委員長

これにて質疑を終わります。これより採決を行います。本法案に賛成の方は、
挙手をお願いします。本案は、(賛成多数 ・ 反対多数) をもって原案通
り(可決 ・ 否決) されました。

これにて、散会といたします。

模擬議会 進行マニュアル

※開会時間は、30分間とする。

■議長

ただいまから、3年()組議会を開会いたします。本日は、()
法案を議題とします。はじめに委員長報告をお願いします。
()さん、よろしくお願いします。

■委員長

議題となりました()法案について審議し、採決を行いました。その結果、多数をもって原案とおりの可決されました。以上で報告を終わります。

■議長

これより討議に入ります。順次、発言を許可します。発言者は、挙手をお願いします。なお、賛成、反対の立場を明確にして発言をお願いします。

■議員

■議員

■議員

■議長

これにて討議を終わります。これより採決を行います。本法案に賛成の方は、起立をお願いします。〈 人数を確認する 〉 ご着席ください。本案は、(賛成多数 ・ 反対多数) をもって原案通り (可決 ・ 否決) されました。

これにて、散会といたします。

傍聴用記録用紙

3年 組 名前 ()

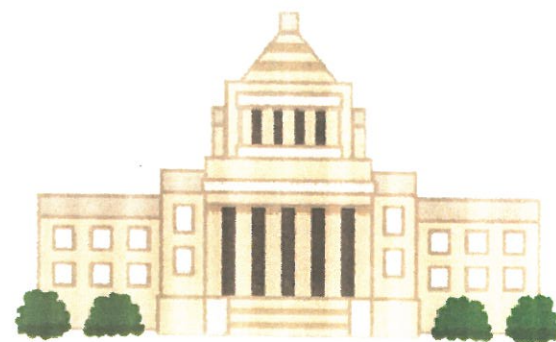
発言者	内容

質問・意見など

--

国会の役割

- ① 法律の制定（立法）
- ② 予算の審議・議決
- ③ 内閣総理大臣の指名
- ④ 内閣が結んだ条約の承認
- ⑤ 憲法改正の発議
- ⑥ 国政調査権
- ⑦ 弾劾裁判



学級力向上新聞

3A Junior high school / 議 会
 十一月二日のその後、おんちでど
 金曜日。四時間を審議するが考
 目上、社会の受て、2Gの案に決ま
 案として、実際。た。しかし審議し
 に法律を作る体でいくうちに、2G
 取をした。最初の案はあいまいに
 の半分は各ゲル
 1カに分かれ、
 3Aをよくする。
 にはどのよう
 さまりも作ら
 いいのか考
 した。

2Gの案
 個人尊重法
 内容
 いいのはいいが
 限度を越えたい
 いじめになる。
 人が兼かることはしない

3Gの案
 家庭学習改善法
 内容
 自主性を見せ合
 良いい例の人を
 学習を向上する

なつていき、結局
 採決で可決されず
 時間とおまっとし
 まつたので3Gの
 案も考へること
 し、案議をした結
 果、可決となり、
 3Aの新しいコ
 ルールができた。

家庭学習改善法公布!!

3A JHS 議会新聞

本日行われた 意見が多数あり可決
 議会において審議されました。今後では
 家庭学習改善法が先生が良、自主性の
 可決されて生徒の方の人を紹介していい
 に公布された。方針だ。今後の学級持
 本会議では、力の向上や、学習に
 他人のノートする態度の変化、家庭
 を見ることで、学習の充実など、多
 自分に合った点で期待がかかるし
 リ方を見つけたら、良い法律が決ま
 ことがでさる。たと思っ
 という賛成の

日 11月1日
 刊 11月1日
 製 作者

個人尊重法個案

一番の題材となっ
 いた個人尊重法に
 一審の題材となっ
 いた個人尊重法に
 一審の題材となっ
 いた個人尊重法に

家庭学習改善法可決!!

3A JHS 新聞

十月一日(金)
 上石津中学
 校三年△組
 「3A Junior
 High School 議会」
 が開かれた。
 3Aのより
 い学級作りを
 目指して各
 で案を作成し
 たところ、家
 庭学習改善法

3A 新聞

家庭学習改善法
 可決
 十一月一日金曜
 日、大垣市立上石
 津中学校三年A組
 によって、「家庭
 学習改善法」が
 委員会での審議、本
 会議を通り可決さ
 れた。
 今回の規則内容
 は、「個人の自主

勉強の向上のため
 クラス内で自主的
 を見せ合、良い
 箇所を名々が取り
 入る」というも
 のだった。
 委員会での審議
 の際、提案者が
 「二十八人中一人は
 必ずいる下ろす
 と述べこの規則の
 実定度を確保し

が、賛成多数で
 可決された。
 この法案では
 様々な意見が出て
 とも充実した議
 会になったと思う。
 担任の先生に、
 担いでいてる自主
 勉強をみんなの前
 で紹介するとい
 意見が出、
 こ木からど
 うなるか
 楽しませ
 ある。



個人尊重法廃案

今回の議会では、
 もう一つ案が出た。
 個人尊重法という
 法案で、いじめこ
 とがいじめにつ
 がってしまちな
 よう限度を考
 という内容だ。
 しか、内容がし
 かり決まってお
 らず、委員会を反
 対多数により否決
 された。

個人尊重法
 同日、個人尊
 重法が採決され
 たが否決された。
 その理由として
 「個人を尊重する
 めなら、いじめ
 良い」など、
 リという抽象的
 ものを認めて
 上やいじめを
 の区別が明確
 ならず、
 が行われる。

R・Kさん

僕は、模擬議会をしてみても、実際に法律が完成するまでには、とても長い時間をかけて慎重に決定されていると、いうことを改めて感じました。今回は、個人尊重法と家庭学習改善法についてでしたが、なぜこの法案を提示したのかという明確な理由がないと、委員会の中で否決されて終わってしまうというところからも、大切さを感じました。また、本会議では、一人一人の意見に提案者が返答するのではなく、どんどんみんなが意見を出し合っている中で決定をしていくというところに驚きました。この模擬議会を通じて、法の大切さを理解できたし、法について興味を持つことができました。

法とは、僕たち国民が安全・安心のために大切なものであって、良い部分もある反面、悪い意味でも、私たち人間を拘束しているものだと思います。これからの生活では、法について深く理解して、法を大切にしていって、尊重していきたいです。

K・Gさん

今回、自分たちで模擬国会をひらいてみて、議会議場での緊張感などを味わうことができた。自分たちが作った法案は、いろいろなミスもあって、多くの指摘などが出るものもあった。しかし、中には、委員会の時点で否決されるものもあり、法律案を作成するのがいかにむずかしいのかというものがわかった。でも、中には、とてもいい法案があり、そのような法案が国会に提出されると、国が良くなっているのだろうという実感がわいて、とてもよかった。このようにして、3Aでも、多くの時間をとることによって、より良い3Aを作ることができると思った。今回の議会で可決された家庭学習改善法案は、みんなの自主学習をより良くするいい方法が含まれていて、これを実行すると3Aのレベルがさらに上がると思う。今回の議会で、僕は法というものが自分達の行動を制限している反面、自分たちの安全を守るものなので、時代に合わせて変えていく必要があると思った。

K・Kさん

模擬国会を行ってみて、法律というものは、
多くの段階を踏んで、制定へと続いていくこ
とが分かった。それだけ法というものは、大
切なものであり、厳重なものであるのだと思
う。又、実際の国会での法律制定は、模擬国
会のように人が決めていくものなので、様々
な意見がぶつかり合った結果、否決が可決へ
となることも分かり、このことから、法律は
議員の多数が求めた法案が可決されていくと
いうことも分かった。

今回の模擬国会を行ったことを実際の国会
は、もっと複雑で専門的な内容を扱い、法律
制定への順序がさらにもう一段落多くある。
そのため、模擬国会よりも精度の高い法律が
制定される。その過程を観てみたいと思っ
たし、どのような意見を国会議員が発言するの
か興味を持った。
今回の模擬国会を通して、僕は「法とは、
多くの人が正しいと思う規則の公おおやけなものだ
と思う。」

ぼくは今回、三Aで学級をよくするため
法を決める議会を開いて法を定めるのは大変
たと思いましたが、法を考えても何度も話し合
ううちにあらがでてきて否決されてしまっ
た法案がありました。法律をつくるには、たれ
もが納得するようなし、かりした案じゃ
と可決されないんだとわかりました。実さい
にや、てみてすぐ念入りに話し合って決め
ることができていて良い法案を可法すること
ができました。習う前は、議会はもと、と単純
なものかと思っ、てましたが、国民のためにな
るようになごい時間をかけることがあがり驚
きました。三Aで話し合、た二つ目の案は、
学級全員が学習力を上げることができるとい
う目標や利点がは、きりした法案でした。
ぼくは、この議会を終えて法とは、国民の
ために決められるもので国民の生活がよりよ
くなるために決められているものだと思いま
した。

T・Yさん

今回の模擬国会を通して、教科書を見て感
じる以上に慎重に決められていると思っ
た。国会という大きなまとまりの中でも
多岐の考えが集まって、その何重もの議決によ
って私たちが国民の元まで形として出てくるまでの
過程の中には自分では考えられないほどの体
力、時間、才能の上で成り立っているところ
の模擬国会の中で考えるようになった。
だけれども、でも等しく意味するものであ
る。なおかつ、後世までのこのような法を作
る議員の方々は、素直にすごい人たちと思
える。
最後に、法とはいくつもの議会の中で議決
され、何代にもわたってよりよいものを作
らうと今日までつづいてきた人間の宝庫と言
える。そして、国民の生活を支える国の大黒柱
と言えり。